

外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について（平成18年12月22日付け平成18・12・18貿局第3号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>1 仲介貿易取引の対象 (1)～(3) (略) (4) その他 その実体が「許可を受けなければならない取引」に該当するものである場合には、書類等を廃棄すること、売買、貸借又は贈与の相手方として居住者を介在させること等によりこれを回避しても、「許可を受けなければならない取引」として扱う。 仲介貿易取引許可の対象は「売買、貸借又は贈与を行うこと」であり、製品や技術の提供のような「事実行為」自体ではないため、支店や代理人が売買、貸借又は贈与に関する事務を行う場合であっても会社や本人が売買、貸借又は贈与の当事者となるものである。したがって、本邦法人の海外支店などの海外事務所（海外現地法人は別個の独立した法人格であり、これには当たらない。）が行う仲介貿易取引も、本邦法人の仲介貿易取引として本規制の対象となる。海外支店の職員が行う取引も、個人として行う取引でなく海外支店の取引となるものは、本規制の対象となる。 仲介貿易取引に関しては、輸出令第4条第1項<u>第四号</u>（いわゆる「少額特例」による許可不要）の適用はない。</p> <p>2 仲介貿易取引の許可 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 仲介貿易取引の対象 (1)～(3) (略) (4) その他 その実体が「許可を受けなければならない取引」に該当するものである場合には、書類等を廃棄すること、売買、貸借又は贈与の相手方として居住者を介在させること等によりこれを回避しても、「許可を受けなければならない取引」として扱う。 仲介貿易取引許可の対象は「売買、貸借又は贈与を行うこと」であり、製品や技術の提供のような「事実行為」自体ではないため、支店や代理人が売買、貸借又は贈与に関する事務を行う場合であっても会社や本人が売買、貸借又は贈与の当事者となるものである。したがって、本邦法人の海外支店などの海外事務所（海外現地法人は別個の独立した法人格であり、これには当たらない。）が行う仲介貿易取引も、本邦法人の仲介貿易取引として本規制の対象となる。海外支店の職員が行う取引も、個人として行う取引でなく海外支店の取引となるものは、本規制の対象となる。 仲介貿易取引に関しては、輸出令第4条第1項<u>第五号</u>（いわゆる「少額特例」による許可不要）の適用はない。</p> <p>2 仲介貿易取引の許可 (略)</p>